

【原稿料収入について・前編】



最近お笑い芸人のピースの又吉さんが作家デビューし、その作品「火花」が芥川賞にノミネートされて大きく話題になっています。また、ジャニーズアイドルのNEWS 加藤君も作家デビューをしており、複数の本を出版しています。映画化も決まったそうです。お二人はきっと多大な印税収入が入ったのではないのでしょうか。



ところで原稿料収入は、確定申告をしなければいけません。原稿料収入から、それに関する経費を差引いた所得に対して税金がかかります。前編は経費について、後編は申告区分について説明していきます。

執筆活動をする場合、多大な取材が必要になるかと思います。その取材費についてどこまで経費化が認められているのでしょうか？

2004年にその件について国税庁において議論が交わされたようです。

ある作家の方が、作家と呼ばれる人々の“取材費”が必要経費であるか否かの線引きはどのように行われるのかとの質問をしました。

作家の質問内容は、「日本には、志賀直哉以来“私小説”という作家自身の生活をつづるジャンルがあり、この私小説を書く作家の中には、自分が生きていること自体が全部取材費だという方がいるが、税務上はどのような取扱いになるのだろうか？」というものです。

これに対し、国税庁次長は、「作家の取材費については、収入を得るための必要経費であれば基本的に認められる。しかし、例えば料亭に行かれて会食したとしても、小説を書くためにどうしても必要であれば恐らく取材費になるのだろうが、単なる遊びで行かれたのであれば、それは駄目ということになる。従って、人生全てが必要経費ということは到底ありえないと思うものの、人生全てが必要経費ではないということもないので、やはり個々のケースで判断するしかない。」と答えたそうです。

執筆活動をされる場合は、その取材にかかった金額についてご自分で領収書をとっておき、実際に経費にするかどうかは確定申告の際に税理士等にご相談されることをお勧めいたします。

